仙台市医師会看護専門学校　単位認定試験実施規準

目的　学則第９条、細則第９条の単位認定試験が円滑、公平に行われるための規準を定める。

Ⅰ　評価方法

１．１科目１試験で評価する。

２．成績評価は 100 点をもって満点とする。ただし課題や出席点等を加味することができ、講師に一任する。

Ⅱ　試験の種類と受験資格（試験対象者）

１．単位認定試験：科目履修後に実施する試験で、予定した日程の試験を以下「本試験」と表す

１）当該科目時間の３分の２以上の履修をした者（学則第９条２項に該当）

２）当該科目時間の３分の２の履修に満たない時、必要な補修教育が試験日前に終了した者（細則第９条１項に該当）

３）授業料を納入済みである者

２．追試験：下記の該当者が手数料を添えて自己申請をした場合の試験

１）本試験を出席停止や忌引き等（細則第 27 条・第 28 条に該当する欠席）で欠席した者

２）本試験を傷病等でやむを得ず欠席し、医師の診断書がある者

３）科目の３分の２以上の履修ができず、必要な補修教育が本試験後に終了した者（細則第９条２項に該当）

３．再試験：下記の該当者が手数料を添えて自己申請をした場合の試験

１）科目の評価点が 60 点未満の者（細則第 13 条１項に該当）

２）本試験および追試験の該当者が、正当な理由（公認欠席、やむを得ない傷病等）なく試験を欠席した者

４．再試験の追試験：下記の該当者が手数料を添えて自己申請をした場合の試験

１）再試験を下記のやむを得ない事由で欠席した者

①出席停止や忌引き等（細則第 27 条・第 28 条に該当する欠席）

②傷病等でやむを得ず欠席し、医師の診断書がある者

２）正当な理由なく再試験を欠席した場合、受験資格を失うことがある。

Ⅲ　試験日程

１．単位認定試験は、各科目終了後１か月以内を目途に実施する。

１）単位認定試験は教務部長が年間計画で指定する。

２）試験日程の変更が生じた場合は、速やかに学生に周知する。

２．再試験および追試験は、準備等を考慮し適当な時期に実施する。

１）再試験および追試験は学年で日程を調整し指定する。

２）原則として平日 9：00～17：00 に実施する。なお状況により長期休業の間に行うこともある。

３）再試験日程は速やか（概ね１週間前）に、追試験日程はその都度学生に告知し、実施する。

Ⅳ　試験時間

１．１科目の試験は 45 分を原則とし実施する。

2．試験開始後、1/3 を超えた時間が経過した遅刻者は入室できない。

3．試験開始から 2/3 未満の時間に退室した者は、原則として欠席とみなす。なお、退室した者は再入室できない。

4．全ての試験において開始後 2/3 の時間経過後から途中退出ができる。

Ⅴ　再試験の配点について

1．再試験の配点は、原則として本試験に準ずるが、担当講師と相談し決定することができる。

Ⅵ　試験についての疑義申し立て

1．採点に関する判断は担当する講師に委ねる。ただし、学生は試験内容や採点等に疑義がある場合は、指定期日までに教員に申し出ることができる。

Ⅶ　成績について

1．科目の評価点（得点）を以下とする。

1）追試験の得点は素点をそのまま用いる。

2）再試験の結果と課題等の点数の総得点が 60 点以上ならば合格とする。その場合は評定を「C」とする。不合格の場合は評定を「D」とする。

2．科目の評価点によりA,B,C,D の 4 段階で評定し、C以上を合格とする。（細則 11 条に加筆）

A（合格）：90 点～100 点

B（合格）：70 点～89 点

C（合格）：60 点～69 点と再試験で 60 点以上

D（不合格）：59 点以下

Ⅷ　試験結果の伝達

1．原則として本試験は本人へ返却する。

2．科目評価が 60 点に満たない再試験対象者は学籍番号で掲示する。

3．細則 17 条のとおり、各学年末に文書で成績を通知する。

Ⅸ　不正行為

1．不正行為をしてはならない。なお、各試験で不正行為が発覚した場合は当該科目の受験資格を失う。

2．不正行為が発覚した場合は、教育審議委員会に諮り処分の対象となる。（懲戒規程による）

Ⅹ　その他

1．他の専修学校等における既修単位認定者の科目は、ＧＰＡ算出科目から除外する。

2．当該学年の全ての単位修得が認定された者に進級または卒業が認定される。（学則第 24 条、細則第 15 条）

受験手数

1．単位認定試験　　なし

2．追試験　1,500 円

3．再試験　1,500 円

4．一旦納入した手数料は理由の如何にかかわらず返還しない。

附則　この規準は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。